

別紙

諮問第1835号

答 申

1 審査会の結論

本件各不開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる本件各開示請求に対し、東京都交通局長が令和7年4月30日付け及び同年5月16日付けで行った不存在を理由とする本件各不開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件各開示請求に対し、請求に係る公文書（以下「本件請求文書」という。）は作成及び取得しておらず、存在しないとして、本件各不開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和7年7月22日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年11月14日に実施機関から理由説明書を収受し、令和8年6月19日（第269回第二部会）及び同年7月17日（第270回第二部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 実施機関における有給休暇等について

実施機関において任用された公営企業職員の有給休暇（以下「有休」という。）を

含む労働関係については、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）が適用され、同法に定めのない範囲で労働組合法（昭和24年法律第174号）及び労働関係調整法（昭和21年法律第25号）の一部が適用される。

イ 労働協約の締結及び関連文書の提出について

上記アにおいて適用される労働組合法14条により、労働組合と使用者又はその団体との間の労働条件その他に関する労働協約は、書面に作成し、両当事者が署名し、又は記名押印することによってその効力を生ずると規定されている。

また、労働基準監督署（以下「労基署」という。）に提出が必要な書類については、主に労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）や労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。以下「労基法施行規則」という。）の規定に基づき、書類の作成及び提出を行う。

ウ 本件不開示決定の妥当性について

審査請求人は、本件各不開示決定に対し、労基署への提出義務のある時間外労働に関する文書は存在するにもかかわらず、提出義務のない文書が存在しないのは不適切であり、審査請求人が個別に特定営業所の時間外労働及び休日労働に関する協定書の締結書面が存在していることを確認済みであることから、有休についても特定営業所と労働組合の間で何らかの交渉が行われたはずである旨主張する。

また、本件請求文書については、実施機関の特定営業所の現在の活動内容からして存在しなければならないもので、もし本件請求文書が存在しないのであれば、本来営業所長が行うべき有休の付与判断を、労働組合が窓口となり、就業規則に載っていない方法で取り仕切るといった、現在労働組合が行っている有休についての権力外の行為は何ら根拠のないものである旨主張する。

これに対し、実施機関は、本件請求文書について、実施機関では保有しておらず、存在しないことを確認した上で不開示決定とした旨説明する。

審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は公共交通事業者として、特定の日に乗務員の休暇が過度に集中した場合、ダイヤどおりの運行が不可能となることから、事業の正常な運営を妨げることなく、乗務員の希望を踏まえて有休取得できるように、休暇申請の事前調整をする運用を行っている旨説明する。

また、この運用は、あくまで乗務員の確保を前提としつつ、可能な限り乗務員が希望する日に有休を取得できるよう、事前の調整として行っているもので、この結果を踏まえ各乗務員が東京都交通局職員服務規程（昭和50年交通局規程第26号）6条に基づき休暇を申請している。したがって、実施機関における乗務員との休暇申請の事前調整については、労使交渉の対象としておらず、各営業所において労働協約等の合意文書は作成及び取得していない旨説明する。

さらに、審査請求人が主張する時間外労働及び休日労働に関する協定書については、実施機関における所属長と当該所属の労働組合の長との間で締結し、労基法36条1項及び労基法施行規則16条1項に基づいて労基署長に提出をしている書類であるが、本件請求文書である有休に関する書類については、労基法上規定はないことから、実施機関に作成及び提出義務はない旨説明する。

以上を踏まえ、審査会が検討したところ、本件請求文書を作成及び取得していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められないことから、不存在を理由とする本件各不開示決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 蘭子

別表 本件各開示請求

本件開示請求	
1	交通局自動車部〇〇自動車営業所における営業所と労働組合との労使交渉および労働協約の締結内容の分かる合意文又は覚書で、特に、有給休暇に関する取り決めが記載されているもの
2	東京都交通局自動車部の以下の営業所における、営業所と労働組合（東京交通労働組合各支部）との労使交渉および労働協約の締結内容の分かる合意文または覚書の最新のものです、特に「有給休暇」に関する取り決めが記載されているもの 「時間外労働及び休日労働に関する協定書の締結について」（36 協定）ではない対象営業所（〇〇自動車営業所と各営業所の支所を除く）11 営業所